

京都市告示第 375 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 12 月 13 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類                    市 道  
 供用開始の期日            告示の日  
 路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
尚徳緯 3 号線	下京区大坂町 396 番地の 3 地先から 同町 396 番地地先まで	旧	メートル 26.00	2.35 ～メートル 2.95
		新	26.00	2.35 ～ 3.47
久世 2 号線	南区久世上久世町 580 番地地先から 同町 602 番地地先まで	旧	102.00	1.95 ～ 4.80
		新	102.00	3.79 ～ 9.60
久世 7 号線	南区久世上久世町 597 番地の 2 地先内	旧	5.20	1.75 ～ 2.25
		新	3.00	2.20 ～ 2.25
西京極 71 号線	右京区西京極西団子田町 6 番地の 4 地先 から 同町 2 番地の 2 地先まで	旧	23.40	3.70 ～ 4.70
		新	23.40	3.81 ～ 4.65

(建設局道路部道路明示課)